

西原町暴力団排除条例制定

暴力団追放



平成23年6月16日、
西原町が暴力団排除条例を
沖縄県内初制定！

平成23年7月1日施行

この条例は、町・町民・事業者の責務を明らかにし

- 1 公共工事等からの暴力団排除等
- 2 公共施設からの暴力団排除
- 3 青少年に対する教育
- 4 暴力団員等への利益供与の禁止

などの施策を定め、社会が一体となって暴力団を排除
するため制定されました。



暴力団

V S

社会



暴力団の無い安全・安心な文教のまち西原！

暴力団を 「利用しない」
「金を出さない」
「恐れない」

